

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 将来の育成を目的とした教育訓練等を女性年1回以上、男性年1回以上（一人当たり）受講し、キャリアアップ、スキルアップに向け職業生活に関する機会の提供をする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 教育訓練等や資格講習および試験を把握
- 令和5年 4月～ 計画的な受講や資格取得に向け社員への周知・掲示
- 令和6年 4月～ 資格取得や受講状況の確認。受講および資格取得促進のための再周知
- 令和7年 4月～ 受講率・資格取得率の低い社員へ取り組みについて理解を呼びかける

目標2： 両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行う

<対策>

- 令和5年 4月～ 制度に関する要点をまとめたパンフレット等を作成し、掲示等により周知する。
- 令和5年 4月～ 短時間勤務・フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方導入
- 令和6年 4月～ 雇用環境の確認や見直し、制度の再周知。
- 令和7年 4月～ 雇用環境の確認や見直し、制度の再周知。